

第18回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和4年2月28日（月） 自 午前10時00分
至 午前11時10分

第2 場 所 東京地方検察庁4階 4A会議室

第3 議 題 1. 開会
2. ODRの推進に関する基本方針について
3. その他
4. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○渡邊参事官 それでは、定刻となりましたので、第18回ODR推進検討会を開会させていただきます。

今回も多くの方にウェブ会議により会議に参加していただき、誠にありがとうございます。

この会議での発言方法につきましては、これまでと同様に挙手機能等を活用していただければと思います。

それでは、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 おはようございます。本日もお忙しい中御出席くださりまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 本日の資料は、資料1から4までの4点となります。

資料1は、昨年12月から本年1月まで実施いたしましたパブリックコメントを踏まえて修正を行った、ODRの推進に関する基本方針でございます。資料2は、パブリックコメント時点からの変更箇所を見え消しで表記したのになります。資料3は、パブリックコメントに寄せられた意見の概要と、これに対する法務省の考え方を整理した資料となります。資料4は、前回の会議において御議論いただきました新たな制度の導入を見据えた将来的な検討課題につきまして、皆様から頂戴した御意見を整理したのになります。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、次に、議事次第の2のところ、ODRの推進に関する基本方針についてに入りたいと思います。こちらにつきましても、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 ODRの推進に関する基本方針につきましては、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、19の個人、団体から御意見を頂戴したところでございます。これらの意見を踏まえた修正案、それから時点修正をしたものが、資料1となります。パブリックコメントからの変更点は、資料2を御覧いただけたらと思います。パブリックコメントにおいて提出された御意見のうち、基本方針に追記、反映などさせていただいたものは、資料3の番号欄を御覧いただけたらと思いますが、2番、6番、10番から12番、それから34番、35番及び40番となります。

本方針につきまして、御意見等がございましたら頂戴したいと考えております。

事務局からは以上となります。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、御質問あるいは御意見がある方がおられましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段御発言の御希望はありませんでしょうか。

佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 佐成でございます。以前述べたことの繰り返しになりますが、10、11ページのところで、ODRにおけるAI技術の活用に向けた基盤整備というところで、念のため意見を申し上げておきたいと思っております。

この検討会の中では、ヒアリングの中でAI技術の活用事例などの紹介はありましたけれども、まだそれはAI技術の活用のほんの一部です。必ずしも将来にわたるAIのいろいろな活用について、まだ全容が明らかになっていないという状況の中で、この基本方針が取りまとめられたという位置付けでございます。つまり、前にも述べたとおり、AI技術というのは、まだまだこれから発展する可能性が非常に高いのではないかと、活用の仕方いろいろあるのではないかと思います。従って、あまり今の段階でAIを何か全能の、人間に代わるような紛争の解決主体みたいな位置付けで倫理とか課題とかいうことを検討するよりも、むしろAI技術の活用というところに当面はもっと注力していく、あるいは活用の仕方をいろいろと考えていくということ、是非今後ともお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。今の佐成委員の御発言は、特に文言や表現ぶりについて何か具体的にここをこうすればという、そういう御趣旨ではなかったでしょうか。

○**佐成委員** そうですね。今の段階であまり、修正してくれとかそういうところはないですけども、特に11ページの丸のところ、活用と倫理等に関する課題の検討というところで、課題という部分がありすぎないような形になるのが理想かなと。あまりネガティブなイメージをAIにこの段階で持たせるのはどうかという、そういう趣旨でございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。あまり文言という点では、ネガティブなイメージが前面に出るような形でない修正の仕方が望ましいというコメントを頂戴したということかと思っております。ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、お願いいたします。

○**斉藤委員** 斉藤です。パブリックコメントに寄せられた意見とそれに対する法務省の考え方が記されている資料3に基づいて発言したいと思います。

日弁連からもパブリックコメントの意見書をお出ししております、この中の11項目が日弁連からの意見事項が記載されています。その中で、2番、4番、6番、40番について、アクションプランの中に反映させていただきまして、どうもありがとうございます。それを基に、さらにということでの意見になります。

2番のところ、一番最初に記載されています、公正かつ適正という点ですね。これは、アクションプランの中に言葉として2か所入れていただいております。この意見の趣旨としては、手続の簡便性とか迅速性とか低コストということが協調されるあまり、本来の紛争解決の公正さ、適正さ、これについての認識がしっかりしなくなるとは困るので、根本のところの重要性をやはりアピールすべきだという点と、適正さ、公正さがきちんと担保されるにはどうしたらいいかということが考えられるべきだという、意見の中身としては2段階になっているわけです。

その後段について、適正さ、公正さがどのように担保されるかについては、全く触れていないです。それでは、どこでどのように触れたらよいか考えてみたのですが、なかなか触れる場所がないんですね。ですので、反映はできないのは分かった上で意見として述べさせていただきます。認証に関して言えば、認証が通れば、それでもう全ていいということではなくて、認証後も、実際のADR機関における紛争解決が、適正さ、公正さがきちんと担保されたものになっているかどうかについて、あるいは、これは前回私が言いましたが、専門性に裏打ちされたADRがなされているのかどうなのか、そういったことについて、今

後、認証後の検証ということが必要だと考えます。

あと、もう一点だけあります。番号20で、利用者の法律相談費用及びADR手続費用の負担軽減も重要な課題でありとして、利用援助の拡大を図るべきという意見を日弁連から出してあります。これに対しては、法務省としては、現下の厳しい国の財政事情などの観点からということ、ちょっとつれない回答になっています。この点も、実際には本文の中には反映できないだろうという前提での意見になりますが、それでも、個別の利用者にとって、ADRの手続費用の負担軽減ということはとても重要なことですので、法務省内の特に垣根を取って、それから、もともと司法予算が非常に手薄である、貧弱であるということは、従来から言われていることですので、ここで是非法務省には頑張ってもらって、こういう利用者の財政援助のための予算獲得を課題として持っていただければと思います。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。適正さ、公正さの重要性、またその担保を考えていく、具体的に考えていくことの重要性について、改めて御指摘を頂きまして、また、費用負担の問題、これはアクセスの拡大という点では大変重要な点で、この点についても引き続き真剣に検討をすべきであるという御意見を頂戴したかと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、国民生活センター、川口委員でしょうか。

○川口委員 川口でございます。一つ前の佐成委員の御意見に関連してなんですけれども、11ページのAI活用に関してコメントさせていただきます。

AI活用に関してネガティブな感じにならないようにという、そういった御意見もあったかと思えます。個人的には、修正案の表現でもさほどネガティブな印象は持ちませんでした。一方で、この法制度との整合性を含め、検討の視点につきましては、その後の「倫理等」という表現に含めてしまうという整理も可能ではないのではないかと感じました。あえて、ここで「法制度との整合性」という部分だけを出さなくても良いのではという印象を持っております。これまでの当検討会でのお話などをお伺いしていると、AIの活用の仕方によっては、当事者の意思にバイアスを掛けてしまう可能性や、何をAIに学習させるのか、またその情報の開示の課題などもございました。AIを積極的に検討を進めるにしても、その検討に当たっては、多様な視点から議論することが適切ではないかと思っております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。先ほど佐成委員も指摘された点に関係して、表現の仕方について、例えば、今回加えられている「既存の法制度との整合性や」という点については、直後の「倫理等」というところに内容的には含まれるので、あえてここを明言しなくてもいいという考え方もあるのではないかと、こういう御示唆を頂いたかと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 総括的なことになってしまうかもしれませんが、今回の取りまとめ、基本方針案について、一言、1点か2点、総論的なコメントを残しておきたいと思えます。特に、文言についてどうのこうのということではございません。

今回、ODRの推進に関する基本方針ということで取りまとめられるわけですが、ODRはADRの特殊な実施方法あるいは発展形態という側面があるととも、これまでも議論さ

れていたように、狭い意味でのADR、すなわち、中立の第三者が介在して、当事者間の法的紛争を裁定、裁断ですね、又は和解の仲介によって解決する手続、これを狭い意味でのADRといいますが、この枠を超えて、法的紛争に直面する人々が自分で問題を検討する、それから、さらには専門家に相談をする、更に紛争の相手方と接触して紛争解決につなげるという、紛争解決の全ての過程ですね、ODR活性化検討会の整理では、検討フェーズ、相談フェーズ、交渉フェーズ、それからADRフェーズと分けられていたと思いますが、これらの紛争解決の全過程に及び得るものということだと思います。狭義のADRを中心に見て、ADRの前段階と称する検討、相談、交渉フェーズといていたわけですが、実はその前の過程、ADRの前段階が、量的にははるかに大きいわけですし、また人々に、市民あるいは企業に、より身近なところにあると思います。

私もそうですが、我々サービス提供者からすると、こういうふうにフェーズは区切られているのかもしれませんが、利用者からすると、自分が抱える問題とその解決ということが念頭にあって、これらは一連のものと考えてるのではないかと思います。したがって、これまでもこの基本方針の取りまとめの際に申し上げていたように、そここのところを押さえる必要があるかと思えます。すなわち、ODRというのは、狭義のADRにとどまるものではなく、仕組み方によっては、先ほど申し上げたような一連の紛争解決手続全体を捉えて、そのような利用者のニーズに直接的確に応えることができる可能性を有しているものである、あくまで可能性ですけれども、この点を、やはりODRの推進については念頭に置くべきであると思えます。

今回、基本方針の中で、交渉フェーズ、検討フェーズ、相談フェーズとの連携ということももうたわれておりますので、その意味では、そこは押さえられているかと思えますが、今後の検討に当たっては、ここを改めて押さえておく必要がある、そしてここは、ODRが今までの紛争解決の仕組みにない可能性を秘めているところですので、是非そこは、忘れてはならないと思えます。

もう一点、他方、狭義のODRの視点に限って考えても、今回、ODRの推進という課題のすそ野にあるADRの振興、充実の必要性が改めて注目されております。日弁連からも意見を申し上げ、基本方針の中にもその点が言及されたことは、重要であると思えます。かつ、この点は、法務省も所管する認証ADRに限った問題ではなく、全ての民間ADR、さらには行政ADRにも当てはまる問題、広がりのある問題であると思えますので、この点も、今回の基本方針案の取りまとめに当たって改めて確認をしておきたいと思えます。

以上が申し上げたい2点ですが、更にもう一点だけ付け加えますと、先ほど申し上げたように、ODRは特に狭義のADRから検討、相談、交渉に至るまで、紛争解決へのアクセスを格段に改善する可能性を秘めている、それから、紛争類型や当事者類型に応じた紛争解決の仕組みの設計（デザイン）、それからハード面、ソフト面の開発改良が求められるものであるかと思えます。その中で、先ほど指摘があったこととも関連しますが、IT技術あるいはAI技術を使用する場合、それをどう活用していくのか、そこもまた、これからまた開発の可能性が残っているというか、非常に大きいところではあると思えますし、それから、今回の基本方針案でも少し触れられた、法制度上、倫理上の様々な問題をどう乗り越えていくのかと、これは、ネガティブと捉えるかどうかはともかくとして、必ず直面する問題ですので、今後個々のサービス提供者、関係団体等が、正に基本方針に書かれているように多面的

な検討を行っていかねばならないと思っております。

基本方針の最後に書かれている推進・フォローアップ体制ですが、幅広い関係者の参画を得て、官民学が連携した組織体と言及されてまとめられているわけですが、どのような組織体になるか、具体的な姿は今後の問題だと思いますけれども、先ほど申し上げたODRの問題の広がりからすると、できれば、法務省だけで閉じる組織体ではなく、もちろん法務省が重要な役割を果たさなければならないということは、これは論を俟たないわけですが、経産省ほか関係省庁との連携を取ったものとするということを御検討いただきたいと思ますし、また、海外のODRの実務の進展は、このODR推進検討会が開かれていた間、この一、二年の間でも目覚ましいものがあると聞いています。情報をアップトゥデートのものとするための調査研究は、基礎作業として怠らないようにしていただきたい、特に諸外国のODRに関する、これは法制度のみならず、社会実装の実態ですね、これを是非見て、それを踏まえた検討にすべきであると思ます。

長々と申し上げましたが、最後に1点だけ、先ほどAI技術の関係で、既存の法制度との整合性うんぬんの文言のところですね、ここについて御議論がございましたが、ちょっと私も一言だけコメントしておきたいと思ます。

ここは、確か中期目標のところの中に書かれていましたね。今回書き加えられている「既存の制度との整合性」というところなのですが、これ、読み方によってネガティブに捉えられるということもあるのかもしれませんが、この意味は、既存の法制度を一切変えずに、その枠内でしか行うべきではないということの意味するものでは当然なくて、既存の法制度には、それを背後で支える理由、あるいは守ろうとする法益があるわけですから、そのような背後にある理由や法益を考えて政策を検討すべきである。政策というのは、既存の法律の枠内での政策もそうですし、場合によっては法律を変える立法政策ですね、それも含むわけです。しかし、それらを考えるときに、やはり既存の制度の背後にあるものを、どういう理由で既存の制度が設けられているのかということを考えなければならない。この記述は、そういう意味に捉えれば当然のことであるかと思ますので、私自身はそれほど違和感がありませんでした。

この記述を全くドロップしてしまって、「倫理等」の中に読み込めるとするのは、ちょっとどうかという気はいたします。倫理と制度というのは、やはり違ってくると思ますので、「倫理等」の中にそれを全部読み込むのはなかなか難しいのではないかと思ます。法制度上、あるいは倫理等に関する問題として、制度上の問題もあるということ、これが分かるようにしていただきたいと思っております。その点を踏まえて、あとは、座長あるいは法務省に一任をしたいと思っております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。総論的な点として、ODRというものが狭い意味でのADRに含まれない射程を持つと、取り分け、トラブルの当事者、ユーザーの立場から見たときに、検討フェーズ等から始まって、狭い意味でのADRにとどまらない広がりがあるという点について、改めて御注意を頂いたということと、また、ADRとはもちろん密接に関係するにしても、そこで言うADRが、認証ADRであるとか、あるいは非認証も含めて民間型ADRに限られるものでもない。ADRについても、幅広いものが関わってくるということをお指摘いただきました。また、アクセス改善にどのように技術を役立ててい

くかということとの関係では、法務省を始めとする関係各機関等の連携の在り方について、これも狭い範囲にとどまらず、幅広い連携が必要であるということ、また、特に海外の実情、社会実装の在り方等についても最新の情報を踏まえた検討の必要性を御指摘いただいたところ です。

また、文言に関しましては、先ほど来議論になっております法制度上の課題について、読み方によっては、これは当然のことではないかという御指摘も頂いたところで、その点につきましては、幾つか御意見が出ているところということになるかと思えます。

それでは、そのほかにさらに御発言の御希望はございますでしょうか。

山田先生、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。今の出井委員の御意見に、私も大変賛成するところがございます。同じく、番号で言いますと、3の推進・フォローアップ体制のところについて、少し付け加えさせていただければと思います。

基本的な問題意識は同様でございます。ODRの推進は、言わば、これが一つのトリガーとなって、紛争解決手続全体について、今までにない当事者へのアクセス可能性を広げる、あるいは非常に使いやすいものになるという可能性があり、その影響は、情報検索からADR、あるいは仲裁や訴訟等へも、システム間の影響関係としてつながっていく可能性を秘めるものだろうと思われま す。

したがって、そのステークホルダーとなり得るのは、ODRの利用者だけではなく、ADR等の潜在的な利用者、あるいは相談等の潜在的な利用者まで含むものと考えられるところでもあります。そのように考えますと、この3の推進・フォローアップ体制のところでは、ユーザーとの関係では、ODR利用者としてされているわけですが、これをもう少し広げる必要があるのではないか、紛争解決行動全体の選好とか、あるいは行動に関して、少し組織的な調査を行って、どのようなところにどのようなニーズがあるのかということも調査をして、そのデータに基づく、エビデンスに基づく政策を重ねていくということを基礎としていただくことが、今後の政策形成としては相当ではないかと考えました。

また、ステークホルダーという点では、これもほかの先生方も御指摘のように、認証ADRのみではありませんし、法務省だけにとどまるお話でもありませんので、やはり幅広い、行政機関と書いてありますけれども、省庁の参加というものが相当ではないかと思われま す。

実は、これまでもADRの促進に関して省庁間会議等も設定はされていたところですが、なかなかワークするのは難しいところがありますし、ODR活性化検討会もその後は休止をしているところですので、是非この機会に、継続的な組織で調査及びその検証、さらに、たゆみなくディベロップしていく情報を取り入れた政策形成ということを議論していただくということが、相当ではないかと思えます。具体的にどのようにその文言を入れていただくかということは、ちょっと今、用意がないので、文言についてはお任せいたしますけれども、私としてはそういう意見を持っておりますので、申し述べさせていただきます。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。ODRの利用者の意見に耳を傾けるということは、文言として指摘されているところですが、このODRの利用者というものは、先ほどの出井委員の御発言にもありましたように、ODRを広く捉えれば、非常に広範な範囲の人々を含むことになるし、現に利用されている方にとどまらず、潜在的な利用者も含めて

考えるべきものであると。また、その意見に常に耳を傾けるというのは、具体的にはニーズの所在、内容等についてのしっかりとした組織的な調査等を前提として、検討を進めていくことが望ましいといった御意見を頂きまして、そういった考えを文言としてどのような形で表現できるかという点について、さらに検討をしてほしいという御希望を承ったかと思いません。どうもありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です、どうぞよろしくお願ひいたします。先ほどの出井委員と山田委員の意見に賛成するところがとても多くございまして、特に、ODRを狭く捉えずに、より広いものとして捉えるところということにつきまして、一つ目の意見を述べさせていただきたいと思ひます。

パブリックコメントに寄せられた意見とそれに対する法務省の考え方について、資料4を拝見いたしますと、最後の51番目のところに、ODRをADRの補完的形態として位置付けることがというような御意見もございまして。それに対して意見というわけではないのですが、やはりODRの広がりというものが、なかなかまだ伝わっていないところがあるのかなと。そういった意味で、やはり広報の部分で、もう少しODRの可能性のところ、何が目指されているのかといったようなところを周知していくということが重要なかなと思ひます。

というのは、ODRは、もちろんADRから派生したものではありませんので、重なるところはありますが、ADRの中にODRがあるわけではございませんので、その部分の理解というのが重要なかなと思ひしております。ODRが紛争解決におけるイノベーションになり得るとするのは、正義へのアクセスを開き、さらに、利便性ですとかを向上していく、今までにない仕組みを作ろうという意欲的な取組と捉えることもできますので、この部分に関するイメージというか、認識を持っていただけるような形で広報をしていくことが重要なかなと思ひしております。

もう一つ目が、それと関連して、先ほど出井委員の方から海外の研究の重要性について御指摘がありましたが、この38番目のコメントを見ますと、やはり世界の情報がまだ広く日本語で発信されていないことが原因なのかなと思ひしております。ですので、例えば、世界の何を基準に優劣をとるところなど、海外のウェブサイトを見ると、透明性の確保という点から様々な情報が公開されていて、判断基準だけでなく、利用に関するデータ、満足度など、かなりの情報が公開されています。ですので、こういったものをきちんと発信していくことが、重要なかなと思ひます。

また、あわせて、この38のコメントに関して、日本のユーザーの使いやすさというところも、もちろんそのとおりだとは思ひのですが、今、私たちが使っているウェブサービスというものは非常にグローバルなものが多いです。もちろん言語の問題というものはあると思ひますが、日本から発信できるサービスは何かというところも、今後ODRのトップレベルを目指していくという中で、言語以外の部分で何があるのかというところは、議論する、考えていくことが必要なかなと思ひました。

あと、もう一つ、IT化、デジタルトランスフォーメーションというのも、コロナ禍以降聞かれるようになってはいるわけですが、予算を掛けないでやるというのは難しいことだと思ひます。例えば、イギリスなどでは、司法全体のIT化、紛争解決のIT化ということ

で、民事に限った話ではなく、かなり幅広くというところではあるのですが、5年間で10億ポンド、日本円で1,500から1,600億円ぐらいの予算を確保してやっていこうとしていると。そういった意味で、先ほど斉藤委員からも御指摘がありました、ある程度の予算を確保しつつ、技術の活用の在り方を考えていくということが重要なと思いました。

最後に、文言のところについて、AIに関する御指摘が先生方からあったので、少し考えていたのですが、11ページ目のAI技術の活用と倫理等に関する課題の検討というところで、例えば、2行目のAIの多様な活用の可能性や、その活用に伴い、必要となる法整備の検討や既存の法制度との整合性というような形にすると、これから何か必要性が出た場合には、法整備についても検討していくという意味で、若干ポジティブな印象になるのかなというようなことを考えておりましたので、意見としてお話をさせていただきました。

以上となります、ありがとうございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。渡邊委員からは、ODRを広く捉えていった場合に、それは必ずしも狭い意味でのADRの補完にとどまるものではないと。しかし、その点について、なお一般的には理解が進んでいないところもあるので、そのことを踏まえて、広報でもその点を十分に浸透できるような形での取組が必要ではないかというところ、また、海外の研究の重要性について、改めて御発言いただきましたし、その際、オンラインの世界はグローバルであるということで、必ずしも日本のユーザーに限って考えるだけではなく、日本からグローバルな形でどのような発信が可能かという視点も必要ではないかという御指摘も頂きました。

また、斉藤委員の御発言との関係では、やはり技術の活用を進めていく上で、一定のリソースの確保ということも重要であるということ、改めて御発言いただきましたし、最後のところでは、先ほど来問題となっている既存の法制度との整合性ということに関して、少し前向きな形での表現の選択肢をさらにお示しを頂いたと、法整備の検討といったような形の表現も考えられるのではないかと御指摘を頂いたかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか、この基本方針に関して、さらに御意見等ございますでしょうか。

ほぼ意見は頂戴できましたでしょうか。

それでは、追加で御発言の御希望はいらっしゃらないようですので、このODR推進に関する基本方針についての御議論は、一旦ここまでという形にさせていただきたいと思えます。

本日、表現ぶりについての御意見も複数頂戴しておりますので、これにつきましては、本日の御意見を踏まえまして、事務局において所要の作業を行っていただき、最終的な基本方針の内容を策定していただくということにしたいと考えております。ただ、実質的な内容について御異論があるということよりも、表現ぶりとしてどのようなものがより適切かという観点から御意見を頂いたかと思えますので、最終的な文言の確定として、どのような形で基本方針に反映をさせていただくかということにつきましては、私、座長に御一任を頂くということでもよろしいでしょうか。

御異議はございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、御異議がないと承知いたしましたので、事務局と私、座長に、最終的な文言の確定については御一任いただくということで、進めさせてい

ただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事次第の3、議事次第ではその他となっている部分ですけれども、こちらに進みたいと思います。

それでは、こちらにつきましても、まず事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 第17回検討会におきましては、執行力付与の対象となり得る特定和解の導入を見据えた将来的な検討課題の整理を行いまして、その中で、御提出いただきました皆様の御意見の概要を、資料4に取りまとめさせていただきました。こちらにつきまして、補足の御意見等がもしございましたら、この場で頂戴したいと考えております。

また、本検討会において御検討いただきたいテーマについては、本日までの会議において、おおむね御議論を頂けたのかなと認識しております。本日の議題以外でも構いませんので、これまでの御議論を踏まえまして、何か御意見等がありましたら、改めて頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえまして、何か御意見等おありでしたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上田委員、お願いいたします。

○上田委員 上田でございます。御紹介頂きました新たな制度の導入、執行力付与につきまして、1点ちょっと確認というか、教えていただきたいことがあります。

ADR法というよりは、もしかしたら国際商事調停の方の新法の問題なのかもしれませんが、ODRとの関係で、今後和解合意に執行決定を経て執行力を付与するとの制度が創設された場合、AI等を用いて調停人がいない状態で和解合意が成立した場合も、これは、新法の対象に含まれるのかということ、ちょっと私の理解不足かもしれませんが、文言から問題になるようにも感じました。ADR法のAI対応については、アクションプランにもあるとおり、今後の課題と理解しておりますけれども、例えば、ODR機関は存在するものの、特定の間人としての調停人が存在しないという場合に、そのようなODRというのは、新法の定義規定にいう調停の定義に含まれるのかという問題があるように思いました。これは今後の検討課題という理解でよいのか、御教示を頂ければ幸いです。よろしく申し上げます。

○垣内座長 ありがとうございます。なかなか難しい問題ですけれども、質問ということで、事務局から何か御説明いただける点はありますでしょうか。

○大久保部付 事務局の大久保から御説明をいたします。

上田委員御指摘のとおり、完全にAIが判断を示して、それにのっかって和解をするということになり、人が関与しない形で和解をするということになりますと、これまでの検討の中では、そこまでの議論は出ていなかったところかと思っておりますので、今後の検討課題ということになるかと思っております。もちろん、ADR法との関係でも、その点は検討の必要があるところがございますので、人が関与しない形で和解をさせる、そういった形でのODRを認証することになるのかどうか、あるいは、その場合の弁護士助言措置をどのように行うのかといったところについて検討の必要があるかと思っておりますので、いずれの観点からも、今後の検討課題となろうかと思っております。

以上でございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。上田委員、いかがでしょうか。さらに、追加で御発言ありますでしょうか。

○**上田委員** いえ、ありがとうございます。

○**垣内座長** ということで、基本的には今後の検討課題ということで、先ほど御議論いただいた基本方針の中でも、上田委員も御指摘ありましたが、最後のところでAI技術の活用に向けた基盤制度というところが、その辺りに関係する問題になってくるといことかと理解いたしました。

それでは、出井委員、挙手をされていらっしゃいますでしょうか。

○**出井委員** 今の上田委員の御指摘の点なのですが、正確には今後の検討ということになります。私の理解では、現在のADR法の和解仲介、これは、人である手続実施者がいることが想定されている手続だと思っておりますので、そうすると、自然人が全く出てこない、手続実施者として出てこない手続は、それは、むしろODR活性化検討会の整理だと、交渉フェーズになるのではないかと思いますので、そうすると、新しいADR法、改正ADR法は適用されないように思います。もちろん、解釈の余地がないわけではありません。

それから、新法についても、これは、新法の基になったシンガポール条約の解釈にもよると思いますが、これもやはり、手続実施者である調停人が介在するものを想定していて、その調停人が自然人ではない、機械であるということは想定されていないように思いましたので、それも入らないのではないかとというのが私の理解でしたが、ここも別の見方もありうるのかもしれない。

○**垣内座長** はい、御発言は聞こえております。どうもありがとうございます。従来想定されてきたのは、やはり生身の人間である手続実施者なり調停人であるという延長線で考えると、完全にAIで実際の人が関与しないと、この関与しないというのが何を意味するのかといったところもいろいろと議論の余地があるのかもしれないけれども、素直に考えると、それは調停とかADR、狭い意味のADRには含まれないということではないかという、一つの現時点であり得る解釈をお示しいただいたということかと思っております。

小澤委員、お願いいたします。

○**小澤委員** ありがとうございます。周知広報について、3点意見を述べさせていただきたいと思っております。

1点目は、その対象者について、現に紛争を抱えている層、そして、今後紛争が発生することが予想される層、また、すぐに紛争が発生すると考えていない層とに分けて検討することがいいのではないかと考えています。例えば、現に紛争を抱えている層については、裁判所のウェブサイトの目立つ箇所に、解決サポートのリンクを表示させるなどの方法が考えられると思います。今後紛争が発生することが予想される層には、検索連動型広告による周知が考えられると思います。すぐに紛争が発生すると考えていない層に対しては、ODRそのもののイメージ広告的なものが考えられるのではないかと考えています。なお、ODRを知ってもらうことから使ってもらうということまでにシフトさせるためには、周知に加えて、何らかのナッジというのですかね、そういった工夫も必要であると考えています。これが1点目です。

2点目ですけれども、取り分け、現に紛争を抱えている層についてですが、紛争解決のハブとなる、いわゆるスクリーニング機関において、事案に即して紛争解決の選択肢としてO

DR、ADRを紹介する運用を図るといった方法も有用なのではないかと考えます。

最後、3点目です。ユーザー目線で見えた場合、裁判手続と対比して、ODRが魅力ある選択肢の一つであるということを知らせることに重点を置くことも不可欠だろうと考えています。例えば、チャット型の相談や調停などで、紛争解決を身近に感じていただくような施策が考えられると思っています。

具体的なアイデアの一例を申し上げますと、あえて誤解を恐れずに言えば、事案にもよりますが、日常生活の空き時間で、スマホでSNS、ゲームなどのアプリの操作感覚で、紛争解決にチャレンジすることができる制度であることをPRするとともに、ODRのアプリで紛争解決をした当事者に、市場で利用できるポイントやマイルを付与するという思い切った施策も、一案としては考えられるのではないかと考えています。さらに、こうした施策を採った場合、その副次的効果として、紛争解決をする当事者が増えることによって、AIやアルゴリズムのための情報集積にもつながるようにも考えられます。

以上、あくまで一例として、紛争解決自体を重い印象から解き放って、一人でも多くの方に良い意味でライトな感覚で参加いただくことが、司法のアクセスへの大きな前進となるのではないかと考えております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。周知広報の在り方について、大変実践的なところも含めて、御助言、御示唆を頂いたかと思えます。どういう層をターゲットにするのかということと対応して、どのような形態の周知広報が適切なのかが変わってくると。内容についても具体的にお示しを頂きましたし、単に認知してもらうというのを超えて、実際に使ってもらうための工夫、ナッジという言葉をお使いでしたけれども、そういった仕組みや工夫が必要なのではないかと、また、現に紛争を抱えている層を利用につなげるという点では、おそらく相談機関等ということになるかと思いますが、そういったところからの紹介についても、重要な機能が期待されるのではないかと。また、ユーザー目線からの魅力という点では、裁判等と比較して、手軽に日常生活の中で、少ない時間でも使うことができるといったところをアピールしていくことも考えられるといったこと、また、アプリを利用したときに、ポイント等を付与するといった工夫もあり得るのではないかと、それによってユーザーが増えれば、それで、さらにODRを推進していくために必要な情報集積等にもつながるのではないかと、御示唆を頂きました。どうもありがとうございます。

それでは、さらに、この新たな制度の導入を見据えた将来的な検討課題、あるいはその他の点について、御発言ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 山田でございます、ありがとうございます。今の検討会での整理から少し外れた話で恐縮ですが、今回の検討会の結果、ODRの利用促進のためには、ADRの利用促進も重要だということでございますので、一つコメントをしておきたいと思えます。

現在のADR法は、認証制度の重さに対してあまり法的効果が与えられていないと言われておりますけれども、効果の一つとしてADR法26条というのがございまして、これは、訴訟係属後にも、両当事者の共同の申立てがある場合には、認証ADRを使う、あるいは現に使っているということをもっと優先して、訴訟手続の方を4か月を限度に中止することができるという制度であります。これは、あまり用いられていないと思えますけれども、それ

には両面があって、一つは裁判所の方にあまりこの制度が知られていないということがありますし、また、裁判所が仮に知っていたとしても、認証ADRが一体どういう活動をしているのかということが、確実な形で一覽的にはなかなか認知がされていないために利用しにくいという面もあろうかと思えます。したがって、この26条の存在を裁判所の方にもお知らせをしていくことと、これに伴い、その前提として、ADR機関の方もアピールをしっかりとやっていくということのモチベーションになればと思っております。

他方で、この制度が用いられることになった場合の副次的な効果としては、当事者の中で、あらかじめ自分たちの紛争解決にはどの手続が一番いいだろうかということを考えて、例えば、認証ADRがいいんじゃないかとか、あるいは、訴訟をやりながらこちらも考えようといったような、解決手続のオプションを自分たちで自律的に考えていくということが促進されるという効果もあり、これは、ひいては自律的な紛争解決手続の多様な展開、あるいは私的自治の強化というものにもつながっていくのではないかと考えております。このような意味で、この26条の周知、それから当事者への利用の促進といったようなことも、今後の課題としてはあり得ることではないかなと考えてございます。

なお、諸外国においては、さらに一歩進んで、裁判所の方からこういうADR機関の利用はどうかという言及、あるいはその推奨ということもされているところでありまして、日本でも、裁判所の裁量でそれをやることは禁じられてはいないと思えますけれども、将来的にはそういったことも含めて、裁判所の手続オプションの一つとして認識されるようになると、大変よいのではないかと考えております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。ADR法26条で、訴訟手続の中止に関する規律が設けられているということとの関係で、裁判所に対する周知、これは制度についての周知、それから制度を実際に運用しているADR機関、認証ADR機関に関する周知を含めて、重要なのではないかと。また、その方向ではさらに、諸外国等では裁判所によるADRの利用勧奨が積極的に行われている国もあるという御指摘がありました。また、この利用勧奨、あるいは手続の中止ということとの関係で、当事者が事前に自らが関係する取引等において、紛争の解決の手続の選択について、意識的にデザインをし、考えておくというような契機につながる面もあるということと、そこが強化されていけば、私的自治の更なる充実強化につながるということもあるのではないかと御示唆を頂いたかと思えます。どうもありがとうございます。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 齊藤です。私の意見は3番の適式・適格な特定和解の成立を担保するための措置、これに関連する意見になります。

ここでは、主として和解条項文言などの、ある意味で形式的な面についての研修の必要性であるとか、文言説明作成上の留意すべきことなどが掲げられていますが、ただ、ここでもやはり、先ほど申し述べた公正かつ適正ということが、大前提として強く意識される必要があるだろうと思えます。公正かつ適正という場合には、2つの面ないし二通りの意味があって、一つは実体的な公正さ、適正さであり、もう一つはADRの手続における手続の公正さ、適正さです。確かに執行決定というスクリーニングがあることはあるのですが、裁判所に、実体的な及び手続的な公正さ、適正さという、特定和解の成立過程の中身についてま

で審理、審査を求めることは、期待過剰だと思います、執行決定の段階で、裁判所にそれを判断してもらうというのは。ですから、執行決定に行く前段階、つまり、特定和解の成立に至る過程で、そういった実体面及び手続面での公正さ、適正さが担保されるということが必要になります。そういうことを、意見として付け加えておきたいと思います。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。執行決定の対象となる特定和解の公正性、適正性、これは実体面、手続面、両面での公正性、適正性の担保について、最終的には執行決定での審査があるけれども、当初の手続の時点から、その点について十分な留意がされる、担保がされることが重要であるという御指摘を、改めて頂戴したということかと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、さらに御意見、御発言ございますでしょうか。

おおむね御意見は頂戴できましたでしょうか。

それでは、御意見は頂けたということかと思えますので、この点について御議論は以上ということにさせていただきたいと思えます。

以上が議事次第の3の部分ということで、これから、そうしましたら、事務局から今後の進め方等含めて、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大久保部付 大久保でございます。本日、課長の山上から御挨拶等をさせていただき予定でございましたが、所要につき出席できませんので、山上から預かってきました挨拶を、私から代読させていただきたいと思えます。

まず、事務局から一言御礼を申し上げます。委員の皆様におかれましては、一昨年10月の検討会発足以来、これまで1年4か月余り、都合18回にわたりODRの推進のための制度的、事務的課題について御検討いただき、厚く御礼申し上げます。皆様から、毎回貴重な御意見、御示唆を頂いたおかげで、予定していた諸課題について、全て明確な方向性を見出すことができました。

第6回までは、ADR法立案時からの懸案であったADR和解への執行力の付与について御検討いただき、適切な規律運用により、弊害発生の防止、懸念への対処が十分可能であり、執行力の制度的整備を進めることが、ADRに対するニーズ、期待に応えることにつながるとの趣旨の取りまとめを頂きました。御承知のとおり、今月14日には、法制審議会において要綱案が取りまとめられましたが、本検討会の議論が大きな推進力になったのではないかと考えております。

第7回以降は、ODRを推進するための関係規律の見直しの在り方について、認証の基準、認証変更の手続、揭示義務及び説明義務等に関し、広範に御検討、御討議いただき、成案を得ることができました。法律事項とされた揭示義務を除き、来月中旬頃までには改正手続を終える見込みであります。

さらに、第13回からは、昨年6月に閣議決定された成長戦略フォローアップに基づき策定することとされていたODRの推進に関する基本方針についても、精力的に御議論いただき、本日最終案をほぼ取りまとめることができました。こちら、公表に向けての手続を早急に進めたいと考えております。

垣内座長始め委員の皆様には、長期間にわたり御熱心な御討議を頂いたことに、改めて深く感謝申し上げます。

その上で、恐縮ながらお願いでございますが、法案提出に向けては、なお一山越える必要があります。基本方針に沿ったODRの推進の取組は、ようやくスタートラインに立ったところでございます。今後も関係者の御支援、御協力は欠かせません。委員の皆様におかれましても、様々な側面から、引き続きお力添えを賜ることができれば幸いです。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、私からも一言御礼を申し上げたいと思います。

この検討会の検討対象、あるいは検討の経緯等につきましては、先ほど山上課長からの御挨拶に含まれていただいておりますので、繰り返しません。

本検討会で検討してきたADR、そしてODRということですが、ADRにつきましては、2001年の司法制度改革審議会意見書におきまして、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきであるとされていたところであり、また、ODRにつきましては、2020年、ODR活性化検討会の取りまとめにおきまして、我が国の民事紛争解決システム全体の利便性が一層向上し、利用者の権利利益が適正、迅速、実効的に実現される、真に国民に身近で利用しやすく、その期待と信頼に応え得る司法制度が確立するということが目指されていたところであります。

また、本日御議論いただいた基本方針の中でも、中期目標としまして、いつでも、どこでも、誰でも、紛争解決のための効果的な支援を受けることができる社会の実現というものがうたわれているところです。もちろん、こうした目的は、一朝一夕に達成できるというものではないかと思っております。本日の御議論でも、今後のAIの活用の在り方等を含めまして、なお検討すべき課題でありますとか、講じていくべき施策というものは少なくないということが認識されたかと思っております。講じていくべき施策の多くの部分については、今回御議論いただいた基本方針にも盛り込まれているところかとも思っております。

いずれにしましても、そうした意味では、この検討会での議論、これは、ADR、ODRが真に私たちの暮らしていきやすい社会を実現していくための長い道のりの中の一步ということになるかと存じますけれども、しかし、その一步として、重要な一步を進めることができたのではないかと考えております。

私自身の議事進行には、行き届かなかった点が多かったかと存じますけれども、本検討会において、こうした充実した御検討を頂くことができたのは、ひとえに委員を始めとする御関係の皆様のお御尽力によるものかと思っております。今回の検討会では、様々な立場から大変充実した、かつ、建設的な御意見を頂くことができたと思っております。私個人としても大変刺激を受けましたし、勉強になる点が大変多くあったものと考えております。改めまして、委員の皆様、またオブザーバーを始め、この検討会での御議論に様々な形で御参加いただいた皆様、また、多くの方にヒアリングに応じていただくという形で御協力も頂きました。そして、検討会の事務局については、法務省の御関係の皆様に変な御尽力を頂いたところです。こうした御関係の皆様、この機会を借りまして、心より御礼申し上げます。

先ほども山上課長からの挨拶にありましたように、今後もなお、越えなければならない山があるということで、御関係の皆様には、引き続きの御尽力をお願いすることになるかと存じます。私自身も、微力ではありますが取り組んでまいりたいと考えております。引

き続き、先生方にはどうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ですけれども、以上、私からの御挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

それでは、本検討会はこれで終了ということにさせていただきます。

これまで活発な御議論いただき、誠にありがとうございました。これで散会いたします。

—了—